

裁判員はこうして選ばれます

前年度8月下旬

荒川区の選挙人名簿登録者数（有権者数）をもとに、東京地方裁判所が荒川区民から選ぶ裁判員候補者の人数を決めます。



前年度9月1日まで

東京地方裁判所から荒川区の割り当て人数の通知がきます。



前年度9月

荒川区選挙管理委員会が、荒川区の選挙人名簿に登録されている方の中から東京地方裁判所が決めた人数分の裁判員候補者予定者を抽選で選びます。
この抽選は、最高裁判所が開発したプログラムを用いて、コンピューターで無作為に行います。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条および第22条の規定に基づいて、日本全国の区市町村の選挙管理委員会で同じ基準で抽選を行います。ご年配の方やお体の不自由な方を、あらかじめ抽選から除外すること等はできませんので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



前年度10月15日まで

荒川区選挙管理委員会は、割り当て人数の裁判員候補者予定者名簿を作成し、東京地方裁判所に提出します。



前年度秋頃

東京地方裁判所は、都内の各市区町村選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。



前年度11月頃

裁判員候補者名簿に記載された方は、東京地方裁判所から通知と調査票が届きます。この調査票をご記入のうえ、指定された返送先に返送してください。

この通知は、翌年1年間に裁判所から呼出状が届く可能性があることを事前にお伝えするもので、裁判員になったことをお知らせするものではありません。この段階ではすぐに裁判所へ行く必要はありません。



裁判の6週間前までに

事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者が選ばれます。裁判員候補者に選ばれた方には、東京地方裁判所から呼出状および質問票が届きます。



裁判当日

裁判員候補者のうち、辞退の希望がない場合や質問票の記載のみからでは辞退が認められなかった方は、裁判所へ行くことになります。裁判長は候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。



裁判員の決定

事件ごとに6人の裁判員が選ばれます。通常、午前中に選任手続を終了し、午後から審理が始まります。

裁判員制度についてのお問い合わせや、裁判員の辞退のご相談については、東京地方裁判所裁判員係で承ります。裁判員の辞退の可否の判断については、東京地方裁判所の裁判官が行います。荒川区役所や荒川区選挙管理委員会にお問い合わせいただいても、辞退のご要望やご相談をお受けすることはできません。

問合せ先 東京地方裁判所 裁判員係 03 - 3581 - 2910